

仕様書

1 件名

令和7年度 大阪公立大学杉本キャンパス事業系ごみ収集運搬・処分業務委託（単価契約）その2

2 委託内容

公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）大阪公立大学杉本キャンパス構内の所定場所に保管された事業系ごみを、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）」（以下「法」という。）及び関係法令に基づいて適正に運搬し処分する。

（1）廃棄物の種類並びに予定排出量

① 廃棄物の種類

【一般廃棄物】

- 事業系一般廃棄物

【定期的に収集する産業廃棄物】

- 廃プラスチック類（容器包装プラスチック類、発泡スチロール、事務用品、その他廃プラスチック製品等）
- 缶、びん、ペットボトル（飲料・食品容器類）

【臨時に収集する産業廃棄物】

- 金属くず（事務用品、家電製品、使用済み容器缶類、その他金属製品等）
- ガラスくず、コンクリートくず、及び陶磁器くず（食器類、陶磁器、鏡等）
- 廃プラスチック類（廃プラスチック製品等）
- 木くず
- 複数素材でできたもの（事務用品、家電製品、機器類、スポーツ用品、傘、靴、電気コード等）
- その他事業系一般廃棄物では収集ができないもの

※注記※

- ア 保管場所は種類毎に表示板を設けている。
- イ 産業廃棄物の事前処理（洗浄、蓋・ラベル等の分離、選別）は行なっていない。
- ウ 家電リサイクル法対象品目及び実験で使用した産業廃棄物の収集は除く。保管場所に廃棄されている場合は本法人担当者（以下「担当者」という。）の指示に従うこと。
- エ 廃棄物収集運搬に使用する車両への廃棄物の積み込みにあたっては、本仕様書2（3）の収集場所に保管された廃棄物のみを積載し、他の廃棄物等と混載しないこと。ただし、担当者が特に指示した場合はこの限りでない。

② 年間予定排出量

約 60,500 kg

【一般廃棄物】 約 40,000 kg

【産業廃棄物】

定期的に収集するもの（缶・びん・ペットボトル）約 9,700 kg
定期的に収集するもの（廃プラスチック類）約 8,500 kg
臨時的に収集するもの 約 2,300 kg

※注記※

- ・年間予定排出量については、あくまでも予定であり、令和 7 年度排出量の目安である。年間予定排出量の記載にかかわらず、受託者は排出されたすべての収集対象となる廃棄物の収集運搬・処分を実施すること。
- ・また、令和 7 年 9 月下旬に森之宮キャンパスにおいて授業開始が予定されており、杉本キャンパスの学生数の減少が見込まれ、それに伴い上記の排出量の減少も見込まれる。
- ・上記の各予定排出量は、杉本キャンパスの学生数減を勘案した令和 7 年度中の見込排出量である。

【参考】

[2025 年 9 月以降のキャンパス体制]

<https://www.omu.ac.jp/morinomiya/>

[2024 年度入学生の主な学びのキャンパス]

https://www.omu.ac.jp/about/campus/campus_2024freshers/

[学生数]

<https://www.omu.ac.jp/about/edu-data/student/>

[教職員数]

<https://www.omu.ac.jp/about/edu-data/staff/>

(2) 収集実施日時

① 収集頻度

収集日に関しては下記の事項を基準とし、具体的な収集日については契約締結後、本法人と協議のうえで決定すること。なお、本法人の都合により大量に廃棄物が出た場合は収集を依頼することがある。

【一般廃棄物】

年間 9 6 回程度（定期収集 2 回／週）

【定期的に収集する産業廃棄物】缶・びん・ペットボトル

年間 4 8 回程度（定期収集 1 回／週）

【定期的に収集する産業廃棄物】廃プラスチック類

年間 4 8 回程度（定期収集 1 回／週）

【臨時に収集する産業廃棄物】

年間 6 回程度（不定期収集 1 回／2 月）

② 収集日時

原則土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日（以下「休日等」という。）を除く平日の 9：00～16：00 の間とする。

（3）収集場所

構内指定の保管場所（別紙「保管場所配置図」のとおり）及び本法人が指定する場所

（4）資格等条件

- ① 一般廃棄物の収集運搬業務にあたっては、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を有すること。
- ② 産業廃棄物の収集運搬業務にあたっては、当該産業廃棄物を積む場所（大阪府知事又は大阪市長）と下ろす場所（都道府県知事又は政令市長等）の産業廃棄物収集運搬業許可を有すること。
- ③ 産業廃棄物の処分業務にあたっては、当該産業廃棄物の処理施設を設置している場所を管轄する都道府県知事又は政令市長等の産業廃棄物処分業の許可を有すること。
- ④ 上記資格に関しては、大阪市一般廃棄物収集運搬業許可を受けたことを証する書類及び産業廃棄物収集運搬及び処分に関する許可を受けたことを証する書類を提出し、審査を受けること。また、契約終了日までに許可期限が切れる場合及び許可内容に変更が生じた場合においては、更新後、速やかに許可証の写しを提出すること。

※①②③について、「3 業務提携」に記載の二つの企業等で入札に参加する場合は、それぞれ担当する業務の許可を有すること。

（5）委託する業務範囲

- ① 一般廃棄物については、保管場所からの収集及び大阪広域環境施設組合処理施設への運搬にかかる関係業務すべてとする。
- ② 産業廃棄物については、保管場所からの収集運搬、中間処理（又は再生）及び最終処分完了までにかかる関係業務すべてとする。
- ③ 基本的には分別を指導しているが、ごみ袋内で一般廃棄物、再生利用可能な紙類又は産業廃棄物が混在している場合は、各ごみ袋に移し替えるなど適正に収集・分別し、残置は不可とする。またその旨を担当者へ報告すること。
- ④ 収集後は保管場所の清潔保持に努めること。
- ⑤ 業務実施にあたっては、法及び関係法令、主務官庁告示及び通知を遵守すること。
- ⑥ 本業務の実施にあたり必要な機材等に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- ⑦ 関係法令を遵守の上、可能な限り再資源化を図ること。
- ⑧ 廃棄物の積替保管は行わないこと。

（6）収集運搬車両

- ① 一般廃棄物収集運搬に使用する車両は、車種規制非適合車（「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車）以外の車両を使用し、大阪市一般廃棄物処理業許可事務取扱要綱に定める表示を行うこと。

- ② 産業廃棄物収集運搬に使用する車両は、車種規制非適合車（「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車）以外の車両を使用し、法施行令及び同規則に定める表示を行うこと。
- ③ 積み込んだ廃棄物が、飛散及び流出しないよう細心の注意を払うこと。
- ④ ①②について、受託者は契約締結後速やかに、本業務に使用する全ての車両の形状・登録番号の一覧表を担当者に提出すること。

(7) 産業廃棄物処分先

収集した産業廃棄物については、大阪府内、兵庫県内、京都府内、奈良県内、和歌山県内で処理を行うものとする。

(8) 契約書（産業廃棄物のみ）

契約にあたっては、法施行令及び同規則に定める事項を記載した契約書を受託者が原案を作成し、契約の締結をおこなうこと。業務提携をしている場合も同様とし、収集運搬業者及び処分業者のそれぞれが本法人と契約の締結をおこなうこと。

(9) 報告等

① 業務完了報告書

- ア 収集毎に、重量を計測し、毎月業務完了の翌月 7 日までに業務完了報告書を提出すること。
特に 3 月分の業務完了報告書については、本法人の期末にあたり業務委託費の支払いについて特別な期日等があるため、3 月の業務完了後、直ちに業務完了報告書を提出すること。
- イ 業務完了報告書は、一般廃棄物、産業廃棄物のうち廃プラスチック類、缶・びん・ペットボトル、臨時的に収集する産業廃棄物のそれぞれの重量が分かるように作成すること。産業廃棄物について他の者に中間処理、最終処分を委託する場合も同様とする。
- ウ 計量には計量法第 19 条に規定された定期検査を受検した計量機を使用すること。なお、一般廃棄物の計測は、大阪広域環境施設組合が発行する計量票の写しの提出をもって計量に代えることができる。

② 電子マニフェスト

- ア. 本業務は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステム（以下「J WNET」という。）を利用して実施するものとする。受託者は、J WNET に加入し、自らに係る費用を負担しなければならない。
- イ. 受託者は、産業廃棄物の収集を行うときは、産業廃棄物の種類及び量の確認を行うとともに、これと電子マニフェスト登録予定情報を照合すること。
- ウ. 受託者は、産業廃棄物の運搬終了後 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる運搬終了報告（法第 12 条の 5 第 3 項の規定による。）を行うこと。
- エ. 受託者は、産業廃棄物の処分終了後 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる処分終了報告（法第 12 条の 5 第 3 項の規定による。）を行うこと。

才．受託者は、本業務に係る産業廃棄物の最終処分が終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付を受けたときは、送付を受けた日から 3 日（休日等を除く。）以内に、電子マニフェストによる最終処分終了報告（法第 12 条の 5 第 4 項の規定による。）を行うこと。

カ．本法人又は受託者が、電気通信回線の故障やその他の電子情報処理組織を使用することが困難となり J W N E T を利用できない場合（法第 12 条の 5 第 1 項の規定による。）には、産業廃棄物の搬出の際に、受託者に産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を発行する。受託者は紙マニフェストに産業廃棄物が適正に処理されたことを正確に記録し、処理後速やかに提出すること。なおこの場合の紙マニフェスト発行に必要な費用も入札額に含むものとする。

（10）契約単価について

- ① 契約単価には収集・運搬・処分料金等ごみ廃棄に必要なすべての経費を含むものとする。
- ② 受託者が内訳書に記載した単価契約金額（消費税抜）に 1 円未満の端数があるときは、小数点第 2 位以下を切り捨てた額を単価契約金額（消費税抜）とする。

（11）請負金額の支払いについて

- ① 請負金額は、2（1）①でいうところの一般廃棄物と産業廃棄物のそれぞれについて、契約書に定める 1 キログラム当たりの金額（契約単価）に、受託者が収集運搬・処分をし（9）報告等に規定する業務完了報告書を提出し本法人の行う検査に合格した重量（キログラム）を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出された金額（1 円未満の端数は切り捨て）を支払うものとする。なお、排出量が予定期間と大幅に差異が出た場合も単価変更及び保障は行わない。
- ② 業務提携をしている場合の請負金額の支払については、本法人は収集運搬と処分の請負金額を一括で収集運搬業者に支払うものとする。本法人の処分業者への支払債務は、本法人の収集運搬業者への収集運搬と処分の請負金額の支払いをもって消滅し、収集運搬業者は業務提携をしている処分業者に対して、処分にかかる費用を支払うものとする。
- ③ 受託者は、本法人と事前に協議をしたうえで、（9）報告等に規定する業務完了報告書を提出後、本法人の行う検査に合格した場合は、出来高部分に相応する業務委託料相当額について、契約書の定める手続きにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は月 1 回を超えることができない。
- ④ 請負金額の請求のうち特に最終回（3 月 31 日締めの請求）は、本法人の期末決算の影響で請求書の経理処理に厳格な期限が設けられるため、本法人が別に指定する期限を厳守し行うこと。

（12）受託者の責務

- ① 作業にあたり本法人の業務に支障を及ぼさないこと。
- ② 受託者は、自己の作業員に対し、服装、言語及び態度等に留意し、本法人構成員や学生、来学者、周辺住民等に不快の念を与えないように指導しなければならない。
- ③ 受託者は、自己の作業員の行為について自ら行なったと同一の責任を負い、その責任を免ることはできない。
- ④ 受託者は、作業従事者を指揮監督し、常に作業の安全に留意し、事故災害の防止に努めること。

- ⑤ 収集運搬車両は、構内並びに周辺道路を通行する際、車両や歩行者などに細心の注意を払い事故の防止に努めること。
- ⑥ 収集運搬車両は、収集の際、他の車両の通行を妨げることのないような場所に駐車すること。
- ⑦ 委託の終了若しくは取り消し等により次期受託者へ業務を引き継ぐ場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。
- ⑧ 電子マニフェストの登録は法に基づき遅滞なく正確に行うこと。
- ⑨ 業務完了報告書並びに請求書は可及的速やかに送付すること。原則として、処理作業を行った月の翌月 7 日までに送付すること。遅滞がある場合、本法人から上記書類の催促及び事情聴取を行う場合があるが、その際は真摯に対応すること。
- ⑩ 担当者から処分施設実地確認及び本法人が実施する検査・立会を求められた場合、必ず受託すること。原則として、同月以内に対応すること。
- ⑪ 2 (1) ①で規定する廃棄物以外の廃棄物が混在している場合、本法人と打合せの上で必要と判断されれば別途契約を交わし処分すること。なお、本処分に要する費用については、本法人と別途締結した契約に基づき、本法人がこれを負担する。

また受託者が当該廃棄物の収集運搬処分が不可能で、かつ当該廃棄物処分の委託先を本法人で選定することができない場合、受託者は当該廃棄物の処分方法について本法人との協議に応じ、処分ができるよう取り計らうこと。

(13) 契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

受託者は、契約の条項又は法令等の規定に違反し、契約を解除された場合、解除された後もその産業廃棄物に対する契約上の受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、処分の残っている産業廃棄物の収集運搬等業務を自ら実行するか、又は委託者の承認を得た上で、当該産業廃棄物の収集運搬等の許可を有する他の者に受託者の自己の費用をもって業務を行わせなければならない。

3 業務提携

- (1) 業務提携をして入札に参加する場合は、一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬を担当する構成員（本仕様書において「収集運搬業者」という。）と産業廃棄物の処分を担当する構成員（本仕様書において「処分業者」という。）の二者で構成するものとする。三者以上での業務提携は認めない。
- (2) 処分業者は、本案件にかかる入札及び見積りに関する一切の権限を業務提携先である収集運搬業者に委任し、収集運搬業者は処分業者から委任を受けて入札に参加するものとする。
- (3) 本仕様書 2 (1) ①中の一部の産業廃棄物について、収集運搬業者が産業廃棄物処分業の許可を有している場合、その許可を受けている種類の産業廃棄物について処分を担当することができる。なお、処分業許可を有していない種類の産業廃棄物については、処分業者と業務提携をするものとする。

4 特記事項

- (1) 万が一、事故等が発生した場合、担当者へ報告するとともに、受託者の責任と費用負担により解決すること。
- (2) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏洩しないこと。また、契約満了後も同様とする。
- (3) 契約後の疑義はすべて本法人の解釈による

5 期 間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

6 場 所

〒558-8585

大阪市住吉区杉本3-3-138

大阪公立大学 杉本キャンパス

7 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構企画部施設課（杉本）

TEL 06-6605-2041 FAX 06-6605-3110

保管場所配置図



(参考) 令和5年10月～令和6年9月別収集実績に基づき、令和7年度の予定排出量を月別に算出

一般廃棄物 「事業系一般廃棄物」

収集月	重量 (kg)
10月	3,247
11月	4,097
12月	4,082
1月	2,858
2月	3,672
3月	3,708
4月	3,816
5月	3,262
6月	2,758
7月	2,866
8月	2,506
9月	3,118
合計	39,989

産業廃棄物 「缶・びん・ペットボトル」

収集月	重量 (kg)
10月	1,469
11月	1,030
12月	763
1月	835
2月	670
3月	698
4月	605
5月	792
6月	763
7月	713
8月	677
9月	648
合計	9,662

産業廃棄

物 「廃プラスチック類」

収集月	重量 (kg)
10月	734
11月	994
12月	734
1月	590
2月	756
3月	691
4月	641
5月	799
6月	648
7月	1,066
8月	439
9月	382
合計	8,474

産業廃棄物 「臨時ごみ」

収集月	重量 (kg)
10月	0
11月	403
12月	0
1月	518
2月	410
3月	353
4月	0
5月	554
6月	0
7月	0
8月	0
9月	0
合計	2,239